

【資料 7—3】学舎・車両警備業務仕様書

仕 様 書

1. 件 名

神戸大学六甲台地区他学舎等警備業務

2. 業務概要

学舎警備：対象建物等の受付、案内、及び巡回警備、建物の戸締、施錠、開錠、消灯の確認並びに非常時における緊急通報等の業務を行うものである。（発達科学部附属学校の校門警備を含む）

車輛警備：対象敷地内の交通の安全及び騒音防止をはかることにより、教育研究環境の保持を行うため、構内入り口付近において、車輛の入構監視及び不法駐車を取り締まりを行うものである。

3. 業務場所

別紙１のとおり

4. 業務期間

事業契約書記載のとおりとし、詳細は別紙２の「部局別業務詳細」による。

（業務日については平成１７年度の日程を参考として記載している。）

5. 業務完了報告書等

事業契約書記載のとおりとする。

6. 特記事項

1) 業務要領

業務は上記「２．業務概要」で示すもののほか、別紙２の「部局別業務詳細」によるものとする。

2) 警備員

①警備員は警備業法第２条でいう警備員で、信義誠実・健康な者で、配置人数は、別紙１の「業務場所及び配置人員等」のとおりとし、別紙２の「部局別業務詳細」に示す業務期間及び業務時間に常時配置するものとする。

②制服等の着用

警備員は、業務従事中は必ず請負者の制服及び制帽を着用するものとする。

③名簿の提出

請負者は、業務開始前に警備員の名簿を財務部契約課契約第一係に提出するものとし、名簿提出後、異動が生じたときは、その都度財務部契約課契約第一係及び各担当係に遅滞なく異動内容を書面により報告すること。

3) 業務の完了確認方法

業務の完了の確認は、業務日誌に基づいて行うので、日々の業務内容を日誌に記録し、業務終了の都度、発注者に提出するものとする。

4) 非常時の措置

非常事態発生の場合は、別に定める連絡若しくは処置を講ずるものとする。

5) 施設提供

業務遂行のため、別紙２「部局別業務詳細」に示すところの施設を提供する。

6) 光熱水費などの負担区分

業務に必要な電気・水道料等の光熱水費は発注者の負担とするが、使用にあたっては必要最小限度とすること。また業務に必要な消耗品、制服等は、全て請負者の負担とする。

7) その他

①請負者は、業務従事者の身分並びに就業上の規律について責任を負う。

②請負者は、天災、地変、その他のやむを得ない場合を除き、建物等に損傷を与えたときは賠償の責めを負うものとする。

③その他細部又は業務遂行の上で疑義が生じたときは、その都度発注者・請負者間において協議すること。

8) 必要な資格等

①国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人神戸大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成17年度に近畿地域の「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされている者であること。

②公安委員会の認定証（警備業法（昭和四十七年法律百十七号）第三条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えていることを認定する。）